

○総務省告示第四百十二号

国際電気通信条約に付属する国際電気通信規則（千九百八十八年メルボルン）（平成二年郵政省告示第四百八号）付録第二第二項の規定に基づく計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年十二月二十四日

総務大臣 武田 良太

第七条第一項中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

様式第一中「ロ」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「ロキ工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三から様式第五までの規定中「ロ」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。